

1.商品開発の考え方と商品開発状況

(1) 商品開発の考え方

当社は、企業活動の原点としている「お客さま基点」の価値観のもと、お客さまに本当に必要とされる商品・サービスの提供に努めてまいりました。

商品の開発にあたっては、先進性と利便性にすぐれた付加価値の高い保険商品の開発を基本的な方針としつつ、その一方で、お客さまに契約内容についてのご理解をより深めていただくため、商品の仕組みや給付内容をできるだけ分かりやすいものとするよう心がけております。

今後も、お客さま一人ひとりの人生設計にあわせたプランをご提案し、ご加入から保険金・給付金のお支払いに至るまで、適切な対応やサービスを行うことでお客さまにご満足いただけるよう、新たな保険商品や制度の研究・開発に努めてまいります。

(2) 商品開発状況(個人保険)

①主力商品「未来のとびら」

少子高齢化の進展や晩婚化による独身者の増加といった社会の構造的変化を背景に、お客さまの保険商品に対するニーズは急速に多様化しており、その中でも、介護・医療等のいわゆる第三分野の保障に対するニーズは高い水準にあります。これに対し、死亡保障は、人口の減少などにより市場全体としては縮小傾向にあるものの、個々のお客さま単位で見れば、万一の場合の残されたご家族への保障は依然として重要であり、遺族保障を準備するうえで生命保険が有効な手段であることに変わりはありません。

これらのことから、当社は、多様化するお客さまのニーズに応じて死亡保障と第三分野の保障を効果的に組み合わせ、それぞれのお客さまが抱えるリスクを的確にカバーすることのできる商品をご提供していくことが重要と考え、特約組立型総合保険「未来のとびら」を主力商品として販売しております。

「未来のとびら」は、主契約という概念をなくし、特約同士の組合せによって保障内容を構築するという画期的な仕組みを取り入れた商品で、さまざまリスクに対応した幅広い特約ラインアップの中から必要な特約を選択することにより、一人ひとりのお客さまのニ

ーズにあった保障を自在に組み立てていくことができます。さらに、各特約については、死亡保障・介護保障・就業不能保障などのカテゴリーごとにそれぞれ1つの保障に特化した内容とすることで、必要な保障額を過不足なく確保することを可能にするとともに、お客さまご自身が保障内容と保障額をより明確に把握できる分かりやすい商品体系を実現しています。

②「生きるための保障」への対応

当社は、2000年4月の公的介護保険制度導入時から、制度の補完的な役割を果たす介護保障商品の開発に積極的に取り組んでまいりました。2003年度以降は、公的介護保険の要介護2以上と認定された場合に保険金等をお支払いする公的介護保険連動型の保険を販売し、2018年10月には、介護が必要となった場合に一生にわたって年金を支払い、さらに重度の認知症に該当しているときは年金額を増額する仕組みを取り入れた介護終身年金特約<認知症加算型>を発売するなど、分かりやすい支払基準と充実した給付内容を備えた介護保障の提供に注力しております。

医療保障分野では、1983年に医療保険を発売して以来、高度先進医療特約(1992年4月発売)、移植医療特約(2002年9月発売)を業界に先駆けて創設し、2004年10月にはがんの治療費を公的保険診療・自由診療の別なく補償するセコム損害保険株式会社の「自由診療保険メディコムプラス」とのセット商品を発売するなど、お客さまのニーズを先取りした商品を提供することを商品開発における重要な柱の一つと位置づけてまいりました。このようなスタンスのもと、2016年4月には、8大生活習慣病に対する入院給付金の支払日数無制限化などにより従来の保障内容を大幅に強化するとともに、生活習慣病の退院後療養や出産といった新しい概念の給付も盛り込むことで付加価値を高めた新型の医療保険「医療大臣プレミアエイト」を発売しました。

このほかにも、病気やケガで働けなくなったときの経済的負担を軽減する「就業不能保障特約」(2011年5月発売)、公的な身体障害者手帳制度に連動した分かりやすい基準にもとづいて身体障がいに対する保障を提供する「生活障害保障特約」(2015年4月発売)など、

第三分野商品に対するニーズの高まりと多様化を見据えながら、生きるための保障を提供する商品の拡充を進めています。

③貯蓄性商品への取組み

貯蓄性商品につきましては、教育資金や老後資金等の将来必要となる資金の準備手段としてだけでなく、生前贈与をはじめとする相続対策への活用など、お客さまのニーズの多様化が進んでいます。

当社は、貯蓄性に重点を置いた仕組みによって効率的な教育資金準備を可能とした学資保険「みらいのつばさ」、セカンドライフの生活資金をはじめとする将来の必要資金を計画的に準備できる個人年金保険「みらいプラス」を販売しております。2017年4月には、これらの商品について、保険料払込期間等を資金準備計画に応じて複数のタイプの中から選択できるようにするなど、設計の柔軟性を高めるための改定を実施しました。

このように、金利が極めて低い水準で推移する中でも、お客さまの多様なニーズに対応できるよう魅力的な貯蓄性商品の開発に努めております。

(3) 商品開発状況(団体保険、団体年金保険)

団体保険では、従業員の遺族保障の「総合福祉団体定期保険」「団体定期保険」や、第三分野商品である「団体就業不能保障保険」「医療保障保険(団体型)」などを開発してまいりました。近年は住宅ローンご利用者に死亡・高度障害保障を提供する「団体信用生命保険」に加え、疾病等により所定の状態となられた場合を保障する商品開発に努め、2006年7月に「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」、2017年4月に「がん保障特約付団体信用生命保険」を発売いたしました。また、2018年10月には、お客さまの幅広い福利厚生ニーズに応えるため、従来商品の保障内容を拡充した新団体医療保険(愛称:メディカルHOP E)を発売いたしました。

団体年金保険では、従来から退職金の準備、従業員の老後生活の安定などを目的とした「厚生年金基金保険」「拋出型企業年金保険」などを取り扱いしてありま

す。また、確定給付企業年金制度向けの商品として「確定給付企業年金保険」を、確定拠出年金制度向けの商品として「フコクDC積立年金(5年)、(10年)」および各種投資信託をご用意しております。

2.フコク生命の保険種類

(1) 主な個人保険一覧(2019年7月現在)

| ご契約の目的 | 保険種類 | 販売名称・契約年齢範囲 | | | | | | | | | |
|--|--------------------|-------------|------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| | | 0歳 | 10歳 | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 | 80歳 | |
| 死亡保障、身体障がい・介護の保障、就業不能保障など、さまざまなリスクに対する備えを総合的に確保したいと希望される方へ | 特約組立型 総合保険 | 3歳 | 未来のとびら | | | | | | | 75歳 | |
| 福利厚生制度にもとづく資金準備を希望される方へ | 養老保険 (福利厚生プラン) | 15歳 | マイティー・プラン | | | | | | | 75歳 | |
| 老後資金など将来必要な資金を計画的に準備したいと希望される方へ | 災害死亡給付金付 個人年金保険 | 0歳 | みらいプラス | | | | | 55歳 | | | |
| お子さまの教育資金等の準備を希望される方へ | 学資保険 | 0歳 | 7歳 | みらいのつばさ | | | | | | | |
| 一定期間の死亡保障を準備したいと希望される方へ | 定期保険 | 15歳 | 無配当定期保険 | | | | | | | 75歳 | |
| 充実した医療保障を準備したいと希望される方へ | 医療保険(16) | 0歳 | 医療大臣プレミアイト | | | | | | 65歳 | | |
| 一生涯にわたる充実した医療保障を準備したいと希望される方へ | 終身医療保険(16) | 15歳 | 医療大臣プレミアイト | | | | | | | 75歳 | |

※上記契約年齢の範囲内でも、契約内容によりご加入いただけない場合があります。

(2) 主な特約一覧(2019年7月現在)

| 特約名 | 特約の概要 |
|--|---|
| 定期保険特約(2012) 終身保険特約(2012) | 死亡されたときまたは所定の高度障害状態に該当したとき、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いします。 |
| 収入保障特約(2012) 収入保障特約<逓減型>(2014) | 死亡されたときまたは所定の高度障害状態に該当したとき、収入保障年金・高度障害年金をお支払いします。 |
| 生存給付金付定期保険特約(2012) | 死亡されたときまたは所定の高度障害状態に該当したとき、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いします。また、契約から5年ごとに生存給付金をお支払いします。 |
| 介護保障特約<有期型>(2012) 介護保障特約<終身型>(2012) | 公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき、または当社所定の要介護状態に該当しその状態が一定期間継続したときには介護保険金を、公的介護保険制度の要介護1と認定されたときには軽度介護給付金をお支払いします。 |
| 介護終身年金特約 <認知症加算型>(2018) | 公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき、または当社所定の要介護状態に該当しその状態が一定期間継続したとき、一生涯にわたって年金(介護終身年金)をお支払いします。さらに、被保険者が所定の重度認知症に該当しているときは、年金額を50%加算してお支払いします。 |
| 生活障害保障特約(2015) | 1級~3級の身体障害者手帳の交付を受けたとき、または糖尿病による代謝の障害で当社所定の状態に該当したとき、生活障害保険金をお支払いします。 |
| 就業不能保障特約(2012) | 入院または在宅療養による所定の就業不能状態に該当し、その状態が121日以上継続したとき、就業不能年金または特定疾患就業不能給付金をお支払いします。 |
| 災害割増特約(2012) | 不慮の事故により死亡されたときまたは所定の高度障害状態に該当したとき、災害割増保険金をお支払いします。 |
| 傷害特約(2012) | 不慮の事故により死亡されたときには災害保険金を、不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときには障害給付金をお支払いします。 |
| リビング・ニーズ特約 | 余命6か月以内と判断されたとき、保険金をお支払いします。 |
| 保険料払込免除特約 | 3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)をはじめとする7つの病気で所定の状態に該当したとき、または所定の移植術(心臓・肺・肝臓・脾臓・小腸・腎臓・骨髄の各移植術)を受けたとき、以後の保険料の払込みが不要となります。 |
| 生活習慣病特約(16) | 所定の生活習慣病により、1日以上入院したときまたは公的医療保険制度・先進医療の対象となる手術もしくは放射線治療を受けたとき、給付金をお支払いします。 |
| 退院後療養給付特則 | 所定の生活習慣病により、15日以上継続した入院の退院後に通院治療を受けたとき、給付金をお支払いします。 |
| 女性疾病特約(16) | 所定の女性特有の病気(女性疾病)により、1日以上入院したときまたは公的医療保険制度・先進医療の対象となる手術もしくは放射線治療を受けたとき、給付金をお支払いします。 |
| 女性総合給付特則 | 出産時および特約の保険期間満了時のほか、女性疾病のうち特定の病気(特定女性疾病)で1日以上入院したときに給付金をお支払いします。 |
| がん特約(16) | がんにより、1日以上入院したときまたは公的医療保険制度・先進医療の対象となる手術もしくは放射線治療を受けたとき、給付金をお支払いします。 |
| 3大疾病治療給付特則 | がんと診断確定され入院を開始したときまたは急性心筋梗塞・脳卒中により所定の条件に該当したとき、給付金をお支払します。 |
| 先進医療特約(16) | 先進医療による療養を受けたとき、給付金をお支払いします。 |
| 移植医療特約(02) | 所定の移植術(心臓・肺・肝臓・脾臓・小腸・腎臓・骨髄の各移植術)を受けたとき、または骨髄移植のドナー(提供者)となったとき、給付金をお支払いします。 |
| 特定損傷特約(01) | 不慮の事故による特定損傷(骨折・関節脱臼・腱の断裂)の治療を受けたとき、給付金をお支払いします。 |

※特約によっては、契約内容により付加できない場合があります。

この資料は商品(特約)の概要を説明しております。ご検討にあたっては、「保険設計書(契約概要)」「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-定款・約款」「ご契約のしおり-約款」を必ずご確認ください。

(3) 企業・団体向け保険

〈在職中の保障対策〉

| 名 称 | 仕 組 み と 特 長 |
|------------------|---|
| 総合福祉 団体定期保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●企業（団体）の所属員全員を被保険者とし、保障（死亡・高度障害）を主目的とした団体保険です。 ●企業（団体）の死亡退職金規程・弔慰金規程等の範囲内で保険金額を設定し、それらの財源確保として活用できます。 ●企業（団体）が負担する保険料は、全額損金に算入できます。 |
| 団体就業不能 保障保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●企業（団体）の所属員を被保険者とし、病気やケガによる就業不能の際の所得喪失に対する保障が得られる団体保険です。 ●休業補償規程の資金手当として活用できます。 ●企業（団体）が負担する保険料は、全額損金に算入できます。 |
| 団体定期保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●企業（団体）の所属員のうち希望者を被保険者とし、保障（死亡・高度障害）を主目的とした団体保険です。 ●所属員の自助努力型の遺族保障として活用できます。 ●加入者が負担する保険料は一般生命保険料控除の対象となります。 |
| 新 団 体 定 期 保 険 | <ul style="list-style-type: none"> ●従来の団体定期保険よりも低廉な保険料と弾力的な制度設計を可能にした自助努力型の商品です。 <p>注1) 新団体定期保険は「低保険料・低配当特約付団体定期保険」の販売名称です。 注2) 新団体定期保険の基本的な仕組みは「団体定期保険」と同じです。</p> |

〈在職中の医療保障対策〉

| 名 称 | 仕 組 み と 特 長 |
|----------------------|--|
| 新団体医療保険 メディカルHOPE | <ul style="list-style-type: none"> ●企業（団体）の所属員を被保険者とした、幅広い医療保障が得られる団体保険です。 ●企業（団体）の傷病見舞金規程などの財源確保および所属員の自助努力型の医療保障として活用できます。 |

〈退職後の保障対策〉

| 名 称 | 仕 組 み と 特 長 |
|--|---|
| 確定給付 企業年金保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●加入者の受給権の保護を図る観点から導入され、代行部分を返上した厚生年金基金の移行先ともなる確定給付企業年金制度の運用その他の業務を引き受けるための団体年金保険です。 ●年金資産を特別勘定*で運用することができます。 ●企業（団体）が負担する保険料は、全額損金に算入できます。 |
| 厚生年金基金 保険 ・ 厚生年金基金 保険（H14） | <ul style="list-style-type: none"> ●厚生年金保険の給付を一部代行し、更に企業（団体）独自の年金（または一時金）の上乗せ給付を行い、その年金資産を管理運用する厚生年金基金制度の運用その他の業務を引き受けるための団体年金保険です。 ●年金資産を特別勘定*で運用することができます。 ●企業（団体）が負担する保険料は、全額損金に算入できます。従業員が負担する保険料は社会保険料控除の対象となります。 |
| 新企業年金 保険 ・ 新企業年金 保険（H14） | <ul style="list-style-type: none"> ●企業（団体）の所属員を加入者とし、退職したときに退職年金（または退職一時金）を支払う団体年金保険です。 ●年金資産を特別勘定*で運用することができます。 |

※合同運用の特別勘定には、資産配分を当社が決めるバランス型運用の総合口のほか、投資対象別口として円貨建公社債口、円貨建株式口（アクティブ運用、パッシブ運用、SRI運用の3種類）、外貨建公社債口、外貨建株式口および短期資金口を用意しております。

| 名 称 | 仕 組 み と 特 長 |
|-----------------------------|--|
| フコクDC 積立年金 (5年)・(10年) | <ul style="list-style-type: none"> ●確定拠出年金制度専用の元本確保型の保険商品です。 ●毎月保証利率が設定され、月中に払い込まれた保険料はその利率で5年間または10年間付利されます。 注) フコクDC積立年金は「有期利率保証型確定拠出年金保険」の販売名称です。 |
| 拠出型 企業年金保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●企業(団体)の所属員のうち希望者を加入者とし、年金開始年齢到達後に年金(または一時金)を支払う団体年金保険です。 ●所属員の自助努力型の老後保障として活用できます。 ●加入者が負担する保険料は、一般生命保険料控除または一定の要件を満たせば個人年金保険料控除の対象となります。 |
| 一時払退職後 終身保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●在職中に、拠出型企業年金保険などにより保険料を積み立て、退職したときにその積立金を終身保険の一時払保険料に充当し、終身保障する保険です。 ●退職後の一生涯にわたって死亡保障が続きます。 |

〈生計の安定対策〉

| 名 称 | 仕 組 み と 特 長 |
|---------------------------|--|
| 団体信用 生命保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●金融機関など(債権者)を契約者、その金融機関などに債務を負っている賦払債務者を被保険者とした団体生命保険です。 ●保険金(死亡・高度障害)は残存債務の弁済にのみ使用され、金融機関など(債権者)は債権の回収が確実にでき、債務者の遺族に債務が残りません。 ●金融機関など(債権者)が負担する保険料は全額損金に算入できます。 |
| 3大疾病保障 特約付団体 信用生命保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●従来の団体信用生命保険の保障範囲を拡大し、3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の支払事由に該当した場合、ローン残高相当額を3大疾病保険金としてお支払いするものです。 |
| がん保障 特約付団体 信用生命保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●従来の団体信用生命保険の保障範囲を拡大し、がん診断確定を支払事由とし、ローン残高相当額をがん保険金としてお支払いするものです。 |

○その他、次の保険があります。

- (1)共済組合などの団体が行う共済制度の円滑な運営に資することを目的とした「新団体生存保険」
- (2)国民年金法にもとづいて設立される国民年金基金の事業の円滑な運営に資することを目的とした「国民年金基金保険」

